学校における新型コロナウイルス感染症対策について

保護者様へ

令和 5 年 5 月 8 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の 5 類感染症に 移行します。 今後、感染状況が落ち着いている平時は、換気や手洗いなど日常的な対応、感染流行時には、 一時的に活動場面に応じた対策を講じることが基本となります。

学校内での感染拡大を防止するためには、外部からウイルスを持ち込まないことが重要となり、各家庭の 協力が不可欠となりますので、以下の内容についてご理解・協力いただきますようお願いします。

平時の感染症対策について

【各自に必要な持ち物】

□ 清潔なハンカチ・ティッシュ □ (必要に応じて) マスクやマスクケース等

【健康観察】

- ① 健康状態の把握(自己管理)
- ② 発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合などには登校しない
- ③ 登校後に発熱などの症状が見られた場合は、帰宅後、できれば受診し症状がなくなるまで自宅休養

【手洗いの励行】

登校時や外から教室に入るとき、トイレの後、昼食の前後などにこまめに流水と石鹸で手を洗う

【咳エチケット】

感染症を他者に感染させない(飛沫を飛ばさない)ために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハン カチや、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる







※厚生労働省 咳エチケットイラスト引用

【マスクの取扱い】

学校教育活動においては、生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となりますが、 登下校時の混雑した電車やバス内、また校外学習において医療機関や高齢者施設を訪問する場合など、 社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨される

【昼食時】

会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意する

【出席停止の取扱い】

感染が判明した場合は、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を講じる他、校長の 判断により出席停止の措置を講じる

> 一学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8~)より抜粋ー 令和5年5月2日 長浜北星高校